

別紙

公開概要書

受付日	令和5年11月21日	回答日	令和5年12月5日	担当課	建築課
意見等の内容	<p>3年半市営住宅に入居していた。退去前に襖の張替えが求められているが、全くと言ってよいほど汚れも傷もない。まだ、きれいな襖を張り替える必要があるのかのチェックを退去前にすることは出来ないか。短期入所の方にもよい配慮になると思う。</p>				
回答の内容	<p>市営住宅退去時の襖の張替えについては、退去される際に、入居者のご負担による畳表の交換、襖、障子の張替えをお願いしているところです。</p> <p>市営住宅の家賃につきましては、国の法律に基づいて算定しているところですが、公営住宅は住宅に困窮されている低額所得者の方に低廉な家賃で賃貸することを目的にしていることから、民間のアパート等の家賃のように通常の使用による損耗等の修繕費用が算定に含まれておりません。</p> <p>そのため、最低限の修繕費用として、入居期間の長短、外観上の損傷の有無にかかわらず退去者にご負担いただいております。このことについては、入居時に条件をご説明させていただいているところです。</p> <p>なお、退去時点では管理を受託している島根県住宅供給公社により検査をさせていただき、畳、襖、障子以外に修繕費用をご負担いただく箇所がないかを確認することになりますが、事前に状況確認をご希望でしたらご遠慮なくお申し出ください。</p> <p>このような公営住宅の修繕費用の取り扱いについては、島根県をはじめ全国の大部分の自治体が同様の取り扱いをしております。</p> <p>過去に同様のご指摘をいただいたこともあり、今後の検討課題として認識しておりますが、ご理解いただければ幸いです。</p>				